

〈近代的定位第三回：キーワードと年表〉

(講義7～9)

1. 第三回年表

1891 鉋毒事件本格化

1894～95 日清戦争

1901 田中正造鉋毒事件を明治天皇に直訴

1904～05 日露戦争

1910～11 大逆事件

2. 時代区分の明確性 ⇔ 画期となる歴史的事件の意味的曖昧さ

→ 領土の伸長はイデオロギー的伸長と連動

→ 近代におけるイデオロギーの優越 → 事後的解釈の喧噪の常態化

3. 近代史の基軸を立憲 ⇔ 立憲破壊(国体イデオロギー)に置くことの妥当性

4. 大逆事件(1909～10)の前哨戦としての赤旗事件(1908年)

→ 幸徳は逮捕をまぬがれる → 社会主義運動のハブに → 大逆事件の伏線

5. 治安警察法(1900年)による言論弾圧の加速 → 密偵の常態化

→ 『それから』に述べられた幸徳の密偵のグロテスク(引用1)

引用1

〈平岡はそれから、幸徳秋水という社会主義の人を、政府がどんなに恐れているかと云ふ事を話した。幸徳秋水の家の前と後に巡査が二三人宛昼夜張番をしている。一時は天幕を張って、其中から覗^{ねら}っていた。秋水が外出すると、巡査が後を付ける。萬一見失ひでもしやうものなら非常な事件になる。今本郷に現はれた、今神田へ来た^{それ}と、夫から夫へと電話が掛つて東京市中大騒ぎである。新宿警察署では秋水一人の為に月々百円使っている。同じ仲間の飴屋が(※飴屋に変装した密偵が)、大道で飴細工を拵えていると、白服の巡査が(※普通の巡査が)、飴の前に鼻を出して、邪魔になって仕方がない。)(漱石『それから』528p)

6. 漱石の探偵ノイローゼ → 高利貸しと同一視 (『猫』)
- 高利資本は漱石の出自階級 (不在地主) の副業定番
 - 〈高等遊民〉の経済基盤
7. 法治の形骸化の進行 ⇔ 立憲における三権分立
- 美濃部の総括 (引用2)
 - 美濃部は裁判官個人の行政審査権を認める (引用3)
 - 公権理論 (個人の国家に対する請求権) と連動
(イエリネクは公権理論の大成者)

引用2

〈司法権の独立と申すのは主として司法権が行政権から独立して居ることを意味するのであります。立法権に対しては司法権は絶対の服従の位置にある。法律がある規定を設けたならば司法権はそれには抵抗することが出来ぬ、法律に対しては絶対に服従の地位にあるのであります。行政権に対してはこれに反して司法権は独立の位置を有って居るものである。……裁判官はその命令が果たして有効であるかないかということを審査するの権利がある。無効の命令についてはこれを適用しない職権と職務とを有って居るのであります。〉 (美濃部達吉『憲法講話』第八講〈司法上〉、382p)

引用3

〈命令が憲法または法律に背いて居るならば命令として有効なものではない。裁判官は命令の内容にまで立ち入って、その命令が果たして憲法または法律に違反することがなきや否やを審査して、もし憲法または法律に違反して居る命令ならばこれを適用する必要が無いのみならず、また適用してはならぬのであります。〉 (同上)

8. 大逆事件における近代司法の破壊
- 平沼騏一郎 (検事) → 「信念そのものが動機である」
 - 思想そのものを一般的に犯罪であるとする = 典型的な全面支配の徴表
 - 鳥居耀蔵の蛮社の獄への先祖返り
9. 大逆事件 → 国家問題の対自化 → 啄木、鷗外への大きな衝撃
10. 石川啄木 (1886~1912) の場合
- 当時朝日新聞校正係 (二葉亭全集にも関係)
 - 友人の弁護士歌人平出修 (1878~1914) が幸徳の弁護を引き受ける
 - 裁判資料を借りて熟読する
 - 幸徳の陳弁書を読み、無罪を確信する (引用4)

- 死刑の日の慨嘆 (引用 5)
- 〈国民新聞〉記事への反発 → 「御用学者」(引用 6)
- 北一輝、クロポトキンを読む → 狂奔の一年の総括 = 強権抑圧への視界 (引用 7)

引用 4

〈一月五日 幸徳の陳弁書を写した。火のない室で指先が凍って、三度筆を取落したと書いてある。無政府主義に対する誤解の弁駁と検事の調べの(※おそらく平沼の)不法とが陳べてある。この陳弁書に現れたところによれば、幸徳は決して自ら今度のやうな無謀を敢てする男ではない。さうしてそれは、平出君から聞いた法廷での事実と符合してゐる。〉(石川啄木『明治四十四年当用日記』185p)

引用 5

〈一月十八日 今日は幸徳らの特別裁判宣告の日であつた。……今日程予の頭の昂奮していた日はなかつた。さうして今日程昂奮の後の疲労を感じた日はなかつた。二時半過ぎた頃でもあつたらうか。「二人だけ生きる生きる」「あとは皆死刑だ」「ああ二十四人!」(※後に恩赦で十二人に減つたが、幸徳はその中にまだ入っていた) さういふ声が耳に入った。……帰つて話をしたら母の目に涙があつた。「日本はダメだ。」そんなことを漠然と考へ^{なが}乍ら丸谷君(※丸谷喜一、経済学者、歌人)を訪ねて十時頃まで話した。〉(石川啄木『明治四十四年当用日記』、189p)

引用 6

〈一月十九日 朝に枕の上で『国民新聞』を読んでいたら、俄に涙が出た。「畜生! 駄目だ!」さういふ言葉も我知らず口に出た。社会主義は到底駄目である。人類の幸福は独り強大なる国家の社会政策によつてのみ得られる。さうして日本は代々社会政策を行つてゐる国である。と御用記者は書いてゐた。〉(同上、190p)

引用 7

〈思想上に於ては重大なる年なりき。予はこの年に於て予の性格、趣味、傾向を統一すべき一鎖鑰(※錠と鍵のこと、韓愈に用例がある。開化期には一時使われていた。啄木に即せば仏典からの取材かもしれない)を発見したり。社会主義問題これなり。予は特にこの問題について思考し、読書し、談話すること多かりき。ただ為政者の抑圧非理を極め、予をしてこれを発表する能はざらしめたり。〉(同上、『明治四十四年当用日記補遺』、226p)

1 1. 啄木遺稿『時代閉塞の現状』（1910頃）

- 日本近代批評の群を抜く傑作
- 明治国家に対する青年層の疎外感（引用8）
- 強権抑圧 → 検閲回避修辞の発達（引用9）
- 帝国主義と弱肉強食ダーウィニズムの連動を直感（引用10）
- 審美的虚無主義批判 = 元禄回顧趣味 → 昭和期の審美主義の先取り（引用11）
- 強権疎外 → 閉塞 → 敵の自同性 = 自同的国体の反照（引用11）

引用8

〈我々日本の青年は未だ嘗て彼の強権に対して何等の確執を醸した事が無いのである。従って国家が我々に取って怨敵となるべき機会も未だ嘗て無かったのである。〉（石川啄木、『時代閉塞の現状』、262p）

引用9

〈今日我々の中誰でも先ず心を鎮めて、彼の強権と我々自身との関係を考へて見るならば、必ず其処に予想外に大きい疎隔（不和ではない）の横たはつてゐることを発見して驚くに違ひない。実に彼の日本の総ての女子が、明治新社会の形成を全く男子の手に委ねた（※つまり参加の機会を奪われた）結果として、過去四十年の間一に男子の奴隷として規定、訓練され（法規の上にも、教育の上にも、将又實際の家庭の上にも）、しかもそれに満足——少なくともそれに抗弁する理由を知らずにゐる如く、我々青年も亦同じ理由によつて、総て国家に就いての問題に於ては（それが今日の問題であらうと、我々自身の時代たる明日の問題であらうと）、全く父兄の手に一任してゐるのである。〉（同上、263pf）

引用10

〈「国家は強大でなければならぬ。我々は夫を阻害すべき何等の理由も有つてゐない。但し我々だけはそれにお手伝するのは御免だ！」これ実に今日比較的教養ある殆ど総ての青年が国家と他人たる境遇に於て有ち得る愛國心の全体ではないか。さうして此結論は、特に実業界などに志す一部の青年の間には、更に一層明晰になつてゐる。曰く、「国家は帝国主義で以て日に増し強大になつて行く。誠に結構な事だ。だから我々もよろしくその真似をしなければならぬ。正義だの、人道だのといふ事にはお構ひなしに一生懸命儲けなければならぬ。国の為なんて考へる暇があるものか！」〉（同上、264p）

引用11

〈さうして又我々の一部は、「未来」を奪はれたる現状に対して、不思議なる方法によって其敬意を服従を表している。元禄時代に対する回顧がそれである。見よ、彼らの亡国の感情が、其祖先が一度遭遇した時代閉塞の状態に対する同感と思慕とによって、如何に遺憾なく其美しさを發揮しているかを。〉(同上、269 p)

引用 1 2

〈斯くて今や我々青年は、此自滅の状態から脱出する為に、遂に其「敵」の存在を意識しなければならぬ時期に到達してゐるのである(※括弧つきの「敵」のニュアンス)。それは我々の希望や乃至他の理由によるのではない。実に必至である。我々は一斉に起つて先づ此時代閉塞の現状に宣戦しなければならぬ。自然主義を捨て、盲目的反抗と元禄の回顧とを罷めて全精神を明日の考察——我々自身の時代に対する組織的考察に傾注しなければならぬのである。〉(同上、269 p)

1 2. 森鷗外(1862~1922)の場合

- 『かのように』(1912年)
- 主人公五條秀麿のプロテスタント神学への熱中
- 神話を良識として近代国家に組み込む可能性
- しかし現実のハルナックは、ヴィルヘルム二世の政治アドバイザーにとどまった(政教への影響は希薄)
- 秀麿の神話啓蒙は無理 → 国学的義解は記紀神話を直接法源とする

(引用 1 3)

引用 1 3

〈統治は大位に居り、大権を統べて国土および臣民を治むるなり。古典に天祖の勅を挙げて「瑞穂の国は、是れ吾が子孫の王たるべき地なり。宜しく皇孫就いて治せ」と云へり(※まさに皇権神授)。また神祖を称へたてまつりて「始御国天皇」と謂へり。云々。〉(『大日本帝国憲法義解』第一条、21 p)

1 3. 神話イデオロギーの台頭とノーメンクラトゥーラのコンフォーミズム

- 父五條子爵の場合(引用 1 4)
- 廃仏毀釈 → 神葬、神道への転換 → 〈いすが如く祀る〉(『論語』)

引用 1 4

〈自分の家には昔から菩提所に定まってゐる寺があった。それを維新の時、先代が殆ど縁を切つたようにして、家の葬祭を神官に任せてしまった(※廃仏毀釈の一環)。それか

らは仏と云ふものとも、全く没交渉になって、今は祖先の神霊と云ふものより外、認めてゐない。)

14. 神話イデオロギーの浸透 → 父子爵の近代科学（ダーウィン進化論）の否定
→ 近代人秀麿の葛藤（引用15）

引用15

〈お父様の^{このことば}此詞の奥には、こっちの思想と相容れない何物かが潜んでいるらしい。まさかお父様だって、草昧の世に一国民の造った神話を、その儘歴史だと信じてはゐられまいが、うかと神話が歴史でないと云ふことを言明しては、人生の重大な物の一角が崩れ始めて、船底の穴から水の這入るやうに物質的思想が這入って来て、船を沈没させずには置かないと思つてゐられるのではあるまいか。さう思つて知らず識らず、頑冥な人物や、仮面を被つた思想家と同じ穴に陥つてゐられるのではあるまいかと、秀麿は思つた。〉（も森鷗外『かのように』243p）

15. 『かのようにの哲学』（Die Philosophie des Als Ob）
→ 二次システム遍在論 → 制度も人為システムとして〈かのように〉の中に包含
→ 明治国家の人為性への視界（引用16）

引用16

〈さうするには、大学も何も潰してしまつて、世間を暗闇にしなければならない。黔首※民衆の古語）を愚にしなくてはならない、それは不可能だ。どうしても、かのやうにを尊敬する、僕の立場より外に、立場はない。〉（同上、250p）

16. 鷗外が直感したもの → 近代国家組成の根本的人為性
→ イデオロギーの集積体としての〈かのように〉国家
→ 国体イデオロギーの全過程はこの人為性と実効性によって規定されていた
→ イデオロギー集積と自壊の巨大な実験場であつた日本近代国家
→ その中核にはつねに立憲と立憲破壊（国体論イデオロギー）がある
→ その全過程を正しく、〈理法の法廷〉に召喚しなければならない

（第三回キーワード年表終わり）